

各 位

会 社 名 S B S ホールディングス株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 鎌 田 正 彦
 (コード番号：2384)
 問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 入 山 賢 一
 電 話 番 号 03-3829-2222 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 9 日開催の当社取締役会において「定款一部変更の件」を平成 24 年 3 月 27 日開催予定の当社第 26 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

単元株制度の採用に伴い、単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を定款第 8 条として新設し、現行定款の第 8 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

(下線部分が変更箇所となります。)

現行定款	変 更 後
第 1 条～第 7 条 (新設)	第 1 条～第 7 条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利制限) <u>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 8 条～第 48 条	第 9 条～第 49 条 (条数繰り下げ)

(注) 当社は、平成 23 年 11 月 8 日開催の取締役会において定款第 7 条を新設し、平成 24 年 1 月 1 日をもって 1 単元を 100 株とする単元株制度を採用しております。

3. 効力発生日 平成 24 年 3 月 27 日 (火曜日)

以上